

①都道府県 ②市町村	0 就学援助制度問い合わせ先(広報用)					1 就学援助制度の実施について																		
	①部署名	②電話番号	③e-mail	④ウェブサイト	⑤その他(SNSなど)	1. 就学援助制度の周知方法										2. 就学援助制度の申請書の配布方法								
						(1) 貴市区町村における就学援助制度の周知方法										(1) 貴市区町村における就学援助制度の申請書の配布方法								
ア. 教育委員会のウェブサイトにて掲載	イ. 自治体の広報誌等に掲載	ウ. 就学案内の書類に記載	エ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	オ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付	カ. 各学校に対して制度を周知	キ. 教職向け説明会を実施	ク. 保護者向け説明会を実施	ケ. その他(内容を1.(2)に記入)	(2)(1)でケをした場合、その内容				ア. 各学校で制度案内を配付後、希望者に各学校から申請書を配布	イ. 各学校で制度案内を配付後、希望者に教育委員会から申請書を配布	ウ. 各学校で全児童生徒もしくは保護者に申請書を配付	エ. 教育委員会もしくは保護者に申請書を配付	オ. 制度案内等を行わず、各学校で希望者に対して申請書を配付	カ. 制度案内等を行わず、教育委員会で希望者に対して申請書を配付	キ. その他(内容を2.(2)に記入してください。)	(2)(1)でキに○した場合、その内容				
該当団体	35	35	35	20	0	20	14	12	25	20	22	3	2	12	12	26	10	1	1	2	1	10	10	
山形県	山形市	学校教育課	023-641-1212	gakkyo@city.yamagata-yamagata.lg.jp	http://www.city.yamagata-yamagata.lg.jp/kyoiku/sub3/gakushi/c4a44shugakuenjo.html	○	○	○	○	○	○	○				○								
山形県	米沢市	米沢市教育委員会教育指導部 学校教育課	0238-22-5111	gakkou-ka@city.yonezawa.yamagata.jp	http://www.educ.yonezawa.yamagata.jp/gakkoukyoiku/syugakuenjoseido.htm	○	○									○								
山形県	鶴岡市	鶴岡市教育委員会学校教育課	0235-57-4865	gkyoiku@city.tsuruoka.lg.jp	http://www.city.tsuruoka.lg.jp/kyoiku/school-education/hojo/gakko20150119.html	○	○	○	○	○	○					○								
山形県	酒田市	酒田市教育委員会 学校教育課 学事係	0234-26-5776	gakkyo@city.sakata.lg.jp	http://www.city.sakata.lg.jp/	○		○	○							○								
山形県	新庄市	教育委員会 学校教育課	0233-22-2111	gakkyo@city.shinio.yamagata.jp	http://www.city.shinio.yamagata.jp	○			○			○	○			○								
山形県	寒河江市	山形県寒河江市教育委員会学校教育課	0237-86-2111	kyoiku@city.sagae.yamagata.jp	http://www.city.sagae.yamagata.jp		○		○		○					○								
山形県	山市	教育委員会学校教育課	023-672-1111 内線305	gakkyo@city.kaminoyama.yamagata.jp	http://www.ekaminoyama.jp	○				○	○				○	小学校新1年生保護者全員に対し入学説明会時等に制度案内を配付。								
山形県	村山市	教育委員会学校教育課	0237-55-2111	gakkyo@city.murayama.lg.jp	http://www.city.murayama.lg.jp/	○	○	○	○								○							
山形県	長井市	学校教育課 学事係	0238-88-5767	gakkyo@city.nagai.yamagata.jp					○	○	○					○	○							
山形県	天童市	天童市教育委員会教育総務課	023-654-1111	tendoshi@city.tendo.yamagata.jp	http://www.city.tendo.yamagata.jp/	○	○			○	○				○	新入生オリエンテーション案内文に就学援助制度の書類を同封								
山形県	東根市	教育委員会管理課	0237-42-1111	kyoiku@city.higashine.yamagata.jp	https://www.city.higashine.yamagata.jp/	○		○	○	○	○					○								
山形県	尾花沢市	こども教育課教育指導室	0237-22-1111	shidou@city.obanzawa.lg.jp			○			○	○				○	各学校を通じて、保護者向けの通知文をPTA総会や一日体験入学等で配布								
山形県	南陽市	南陽市教育委員会学校教育課	0238-40-3211	gakkyo@city.nanryo.yamagata.jp				○	○	○	○					○								
山形県	山辺町	山辺町教育委員会 教育課 総務係	023-667-1115	edyamabe@town.yamanobe.yamagata.jp					○	○	○					○								
山形県	中山町	中山町教育委員会学校教育課 教育グループ	023-662-5484	kanri@town.nakayama.yamagata.jp			○		○	○	○					○	○							
山形県	河北町	河北町教育委員会 学校教育課	0237-71-1136	kanri@town.kahoku.yamagata.jp	http://www.town.kahoku.yamagata.jp/	○	○	○	○		○				○	・各学校のPTA総会時に就学援助制度について保護者に周知 ・民生委員・児童委員に対して説明	○	○				○	民生委員・児童委員に申請書を配布	
山形県	西川町	西川町教育委員会 学校教育課	0237-74-2114	kyoiku@town.nishikawa.yamagata.jp		○		○	○	○	○					○								
山形県	朝日町	朝日町教育文化課	0237-67-3302	kanri@town.asahi.yamagata.jp					○	○						○								
山形県	大江町	教育文化課	0237-62-2270	kyoiku@town.oe.yamagata.jp	http://www.town.oe.yamagata.jp	○		○	○	○	○				○									
山形県	大石田町	大石田町教育委員会教育文化課 学校教育グループ	0237-35-2111	kyoikushi@town.oishida.yamagata.jp					○	○	○				○	年度当初のPTA総会時に各学校にて制度の説明をしている。	○	○						
山形県	金山町	山形県金山町教育委員会教育学課	0233-52-2902	gakuj@town.yamagata-kaneyama.lg.jp	http://www.town.kaneyama.yamagata.jp		○		○	○	○				○	民生児童委員へ制度及び町の状況について説明	○					○	・教育委員会へ直接相談があった場合は、直接保護者へ配布する場合もある。 ・就学時健診の保護者研修会にて制度周知チラシを配布している。	
山形県	最上町	教育文化課	0233-43-2053	kyoiku@mogami.tv			○	○	○										○	○	○	○	各学校でPTA総会時、1日入学等に口頭で制度の説明を行う。	
山形県	舟形町	教育委員会教育課学事係	0233-32-2379	kyoiku@town.funagata.yamagata.jp						○	○				○	民生児童委員に説明	○					○	民生児童委員に配付	
山形県	真室川町	教育委員会教育課 総務管理・学校教育担当	0233-62-2337	kyoiku@town.mamurogawa.yamagata.jp	http://yume-net.org/		○	○							○	・入学説明会の際に文書配布及び口頭にて保護者に制度内容を周知。 ・在学生の保護者にも同様の文書を配布し、制度内容を周知。	○					○	教育委員会、民生児童委員からも必要に応じて配布している。	
山形県	大蔵村	教育委員会	0233-75-2323	kyoiku@vill.ohkura.yamagata.jp					○	○	○					○	○							
山形県	鮭川村	鮭川村教育委員会 教育課	0233-55-3051	kyoiku@vill.sakegawa.yamagata.jp	http://www.vill.sakegawa.yamagata.jp/kosodate/gakko-kyoiku/74	○			○														○	前年度就学援助対象者や学校集金が滞っている家庭に対し各学校で制度案内を配付し、希望者に各学校から申請書を配布。
山形県	戸沢村	教育委員会 共育課 学校教育係	0233-72-3242	gakkyo@vill.tozawa.lg.jp											○	1日入学時に保護者に対して制度周知のチラシを配布し、学校側で説明をおこなう	○						○	前年度対象者に対して教育委員会から申請書を送付する
山形県	高島町	教育総務課	0238-52-4474	kyoiku@town.takahata.yamagata.jp			○																	
山形県	川西町	教育総務課	0238-42-6659	gakujikakari@town.yamagata-kawanishi.lg.jp	http://www.town.kawanishi.yamagata.jp/	○			○	○	○				○	1日入学、学校説明会などで全保護者に配布	○							
山形県	小国町	教育委員会 教育振興課	0238-62-2141	kyoiku@town.oguni.yamagata.jp	http://www.town.oguni.yamagata.jp/	○			○		○					○								
山形県	白鷹町	白鷹町教育委員会 学校教育係	0238-85-6144	kyoiku@so.town.shirataka.yamagata.jp	http://www.town.shirataka.lg.jp/	○		○															○	・次年度入学予定児の保護者へ制度のチラシを送付し、希望者に申請書を配付 ・重要保護児童生徒の保護者全員に、次年度分の申請書を配付
山形県	飯豊町	教育総務課 学校教育振興室	0238-87-0519	i-gakkou@town.iide.yamagata.jp		○	○	○	○	○	○					○	○							

		0 就学援助制度問い合わせ先(広報用)					1 就学援助制度の実施について																		
		①部署名	②電話番号	③e-mail	④ウェブサイト	⑤その他(SNSなど)	1. 就学援助制度の周知方法									2. 就学援助制度の申請書の配布方法									
							(1) 貴市区町村における就学援助制度の周知方法									(1) 貴市区町村における就学援助制度の申請書の配布方法					(2) (1) でキに○した場合、その内容				
							ア. 教育委員会のウェブサイトにて掲載	イ. 自治体の広報紙等に掲載	ウ. 就学案内の書類に記載	エ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	オ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付	カ. 各学校に対して制度を周知	キ. 教職員向け説明会を実施	ク. 保護者向け説明会を実施	ケ. その他(内容を1.(2)に記入)	ア. 各学校で制度案内を配付後、希望者に各学校から申請書を配布	イ. 各学校で制度案内を配付後、希望者に教育委員会から申請書を配布	ウ. 各学校で全児童生徒もしくは保護者に申請書を配付	エ. 教育委員会で児童生徒もしくは保護者に申請書を配付	オ. 制度案内等を行わず、各学校で希望者に対して申請書を配付		カ. 制度案内等を行わず、教育委員会で希望者に対して申請書を配付	キ. その他(内容を2.(2)に記入してください。)		
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ								
該当団体	35	35	35	35	20	0	20	14	12	25	20	22	3	2	12	12	26	10	1	1	2	1	10	10	
山形県	三川町	三川町教育委員会 教育課 学校教育係	0235-35-7022	gakujii@town.mikawa.yamagata.jp	http://www.town.mikawa.yamagata.jp/		○			○								○						○	・毎年、民生児童委員から前年度申請者に書類を配布してもらっている。 ・また、小学校単位で行われる民生児童委員との懇談会で新規申請者の情報提供を頂き、その方へも書類の配布をお願いしている。
山形県	庄内町	庄内町教育委員会学校教育係	0234-56-3316	info@town.shonai.yamagata.jp	http://www.town.shonai.yamagata.jp		○		○		○					○									
山形県	遊佐町	遊佐町教育委員会 教育課 総務学事係	0234-72-5891	gakujii@town.yuza.lg.jp											○	民生委員・児童委員の会合の際に、制度を説明 ・就学時健康診断の際に制度の案内を配布し、担当から説明する。 ・各学校の新入学児童保護者説明会の際に制度の案内を配布する。	○							○	学校集金の納入が遅れている児童生徒には学校から個別に制度の説明をし、必要であれば申請書を配布する。

		II 平成29年度準要保護認定基準																											
		(1)平成29年度における準要保護認定基準																		(2)(1)でソ、タ又はチに○をした場合、係数(倍率)、基準根拠及び目安額		(3)(1)でツに○をした場合、市町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)及び目安額							
①都道府県	②市町村	ア.生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ.市区町村民税の非課税	ウ.市区町村民税の減免	エ.国民年金保険料の免除	オ.国民健康保険料の減免または徴収の猶予	カ.児童扶養手当の支給	キ.保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク.PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ.個人事業税の減免	コ.固定資産税の減免	サ.学校納付金の状況や、授業料、教材費、被服費等が悪い者、学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態が極めて悪いと認められる者、	シ.経済的な理由による欠席日数が多い者	ス.保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ.生活福祉資金による貸付け	ソ.生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)	タ.生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)	チ.特別支援教育奨励費の必要額測定に用いる一定の係数を掛けたもの	ツ.市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	テ.その他	係数(倍率)	基準根拠		目安額(年額)	係数(倍率)	目安額(年額)	(4)(1)でデに○をした場合、その他の基準の内容	(5)その他	就学援助率
		課税所得等の分類	基準額の時期	課税所得	前々年度	課税所得	前々年度																						
該当団体	35	30	32	25	25	25	32	19	18	22	22	19	15	19	20	20	3	4	0	14	27	27	27	27	0	0	14	14	35
山形県	三川町	○		○	○	○	○								○					1.5	その他	前々年度	355						5%未満
山形県	庄内町																○			○	1.15	課税所得	前年度	332			要保護者に準ずる程度に困窮していると認めた者(生活保護基準額、母子家庭等の特別な事情及び民生委員・児童委員の意見を基に総合的に審査)	係数(倍率)は1.15倍のほか、特別な事情により1.20倍、1.30倍、1.40倍。	15%未満
山形県	遊佐町	○	○	○	○	○	○			○	○			○						1.3	課税所得	前々年度	382						10%未満

		Ⅲ 平成29年度準要保護就学援助額																																					
		1. 小学校の就学援助額の単価(一人当たり年間支給額)																																					
		(1)項目毎の援助額																										(2)補足事項 (1)でその他に○をした場合、費目毎の援助額の内容を記入。その他補足事項											
①都道府県	②市町村	学用品費								新入学児童生徒学用品費等								通学費								修学旅行費													
		実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額		支給平均額	一定額	一定の金額	その他	
該当団体	35	0	0	0	10	11	10	26	26	0	0	0	0	9	9	9	26	25	1	6	6	1	0	0	0	2	1	0	12	12	0	18	18	18	5	4	1	20	
山形県	山形市						○	12,960								○	19,000														○	20,600	20,600					・28年度実績より 学用品費 1年生 10800円 14.0% 2～6年生 12960円 86.0% ・通学用品費・校外活動費(宿泊を伴わないもの)は学用品費に含む。	
山形県	米沢市						○	15,220								○	40,600					○							○	30,000								・学用品費に関しては、学用品費・通学用品費・校外活動費(泊無)を合算して月割りで支給。記入した金額は2年生～6年生。1年生は12,990円。 ・修学旅行費は29年度予算額。 ・通学費については、費目はあるが対象者0名の予定。	
山形県	鶴岡市						○	11,420								○	40,600		○	0								○	27,350								・支給平均額は、それぞれ29年度予算に計上した単価。 ・通学費については、支給実績なし。		
山形県	酒田市						○	11,420								○	40,600		○	3,500								○	24,500								通学費、修学旅行費は、29年度予算計上単価。		
山形県	新庄市						○	11,100								○	40,600								○	38,200					○	20,600	20,600						
山形県	寒河江市						○	11,420								○	20,470														○	21,490	21,490						
山形県	上山市						○	11,420								○	40,600		○	38,300											○	21,490	21,490					通学費の支給平均額は28年度実績額。	
山形県	村山市						○	11,420								○	20,470													○	21,490	21,490							
山形県	長井市			○	11,420	10,638							○	40,600	45,121															○	21,490	20,777							
山形県	天童市						○	11,420								○	40,600												○	28,337								28年度の実績額により記入	
山形県	東根市						○	11,420								○	20,470											○	30,000										
山形県	尾花沢市			○	11,420	11,341							○	40,600	40,600															○	21,490	21,490							
山形県	南陽市			○	11,420	11,420										○	40,600												○	21,853								支給平均額 平成28年度の実績額より記入	
山形県	山辺町						○	11,420								○	40,600											○	21,490										
山形県	中山町			○	11,420	11,420							○	20,470	20,470					○	0							○	16,165								支給平均額が0円の費目については、全て支給該当生徒がいなかったため実績なし。		
山形県	河北町						○	12,200								○	17,000																	○	15,000			・支給平均額については、29年度当初予算に計上した金額。 ・学用品費については、1年生(年額10,400円)と2～6年生(年額12,200円)で金額違う。2～6年生割合84.9%(H29当初予算計上時)	
山形県	西川町			○	11,420	10,943							○	40,600	20,470														○	21,490	21,190						支給平均額は平成28年度実績。		
山形県	朝日町						○	11,420								○	40,600												○	21,490	21,490								
山形県	大江町						○	11,420								○	40,600												○	21,490	21,490								
山形県	大石田町			○	11,420	11,420										○	40,600												○	21,490	21,490								
山形県	金山町						○	11,420								○	20,470											○	25,000										
山形県	最上町						○	11,420								○	20,470												○	21,490	12,765								
山形県	舟形町			○	11,100	11,100							○	19,900	0													○	0								支給平均額0の費目については、H29年度支給対象者がいないため執行見込み額がない。		
山形県	真室川町			○	11,420	11,420							○	40,600	40,600														○	21,490	21,490							29年度の執行見込額	
山形県	大蔵村						○	11,420								○	40,600												○	21,490	21,490								
山形県	鮭川村						○	14,780								○	19,900															○	10,000					学用品費・・・1年12,600円、2年～6年14,780円	
山形県	戸沢村			○	11,420	11,420							○	40,600	40,600														○	21,490	21,490								
山形県	高島町						○	15,120								○	40,600																		○				・学用品費→2年生の金額(割合27%) ・修学旅行費→実費の85%
山形県	川西町						○	11,420								○	40,600												○	21,490	20,543								
山形県	小国町						○	14,780								○	19,900		○	0												○	13,000					・学用品費及び通学用品費(1年12,610円、2～6年14,780円) ・通学費 H28年度実績	
山形県	白鷹町			○	11,420	11,420							○	40,600	40,600				○	0									○	21,490	21,490							・修学旅行費は上限付き実費支給で、支給平均額は29年度の執行見込額とした。 ・通学費実績なし。	
山形県	飯豊町						○	11,420								○	20,470															○	21,190					中学生までは医療費の自己負担を0円としているため、当制度からの援助費は無し。	

		Ⅲ 平成29年度準要保護就学援助額																																					
		1. 小学校の就学援助額の単価(一人当たり年間支給額)																																					
		(1)項目毎の援助額																										(2)補足事項 (1)でその他に○をした場合、費目毎の援助額の内容を記入。その他補足事項											
①都道府県	②市町村	学用品費									新入学児童生徒学用品費等									通学費									修学旅行費										
		実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他		
該当団体	35	0	0	0	10	11	10	26	26	0	0	0	0	9	9	9	26	25	1	6	6	1	0	0	0	2	1	0	12	12	0	18	18	18	5	4	1	20	
山形県	三川町						○	11,420					○	40,600	40,600															○	21,490	21,490							支給平均額は29年度予算に計上した単価。
山形県	庄内町						○	11,420											○									○	20,000										新入学児童生徒学用品等:現物支給(ランドセル)＋一定額(40,600円)
山形県	遊佐町						○	11,420							○	40,600													○	25,000									修学旅行費及び学校給食費の平均支給額は予算要求時の単価

①都道府県	②市町村	2. 中学校の就学援助の額の単価(一人当たり年間支給額)																												(2) 補足事項 (1)でその他に○をした場合、費目毎の援助額の内容									
		(1) 費用毎の援助額																																					
		学用品費									新入学児童生徒学用品費等									通学費									修学旅行費										
		実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費		支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	
該当団体	35	0	0	0	10	10	10	26	25	0	0	0	9	9	9	26	25	1	7	7	1	0	0	0	2	1	0	11	11	0	19	19	19	5	4	1	18		
山形県	三川町						○	22,320				○	47,400	47,400				○	20,000									○	57,590	57,590								支給平均額は29年度予算に計上した単価。	
山形県	庄内町						○	24,550										○									○	70,000											新入学児童生徒学用品等:現物支給(通学カバン)＋一定額(47,400円)
山形県	遊佐町						○	22,320								○	47,400										○	95,000											修学旅行費の平均支給額は予算要求時の単価

①都道府県	②市町村	IV その他				自由記載欄
		通学用服等の学用品等の購入等に関して、保護者負担軽減策として実施している(把握している)取組				
		ア. 特 に 取 組 を 行 っ て い な い (把 握 し て い な い)	イ. 取 組 を 行 っ て い る (把 握 し て い る)			
				イに○をした場合、その内容		
該当団体	35	28	7	5	2	
山形県	山形市	○				
山形県	米沢市	○				
山形県	鶴岡市		○		・新入学児童生徒学用品支給単価の増額を実施した。 ・平成30年度入学予定者から入学前支給を実施予定。	
山形県	酒田市	○				
山形県	新庄市	○				
山形県	寒河江市	○				
山形県	上山市	○				
山形県	村山市	○				
山形県	長井市	○				
山形県	天童市	○				
山形県	東根市	○				
山形県	尾花沢市	○				
山形県	南陽市	○				
山形県	山辺町	○				
山形県	中山町	○				
山形県	河北町	○				
山形県	西川町	○				
山形県	朝日町	○				
山形県	大江町		○		進学に係る費用の負担軽減として小6、中3の給食費無償化を実施	
山形県	大石田町	○				
山形県	金山町		○		就学援助費とは別に、入学祝い金を新入学児童生徒家庭へ支給し、入学時の費用負担軽減を図っている	
山形県	最上町	○				
山形県	舟形町	○				
山形県	真室川町	○				
山形県	大蔵村	○				
山形県	鮭川村	○				
山形県	戸沢村		○		小学校入学者全員に入学祝い金支給	
山形県	高島町	○				
山形県	川西町	○				
山形県	小国町	○				
山形県	白鷹町	○				
山形県	飯豊町		○		学校によって保護者会の母親委員で呼びかけ、運動着のリサイクルする取組を行っている。	

①都道府県	②市町村	IV その他			自由記載欄
		ア、特に取組を行っていない(把握していない)	イ、取組を行っている(把握している)	通学用服等の学用品等の購入等に関して、保護者負担軽減策として実施している(把握している)取組	
				イに○をした場合、その内容	
該当団体	35	28	7	5	2
山形県	三川町	○			
山形県	庄内町		○	小中学校入学予定者全員に、ランドセル、通学カバンを贈呈	
山形県	遊佐町		○	中学校の文化祭の際にPTAが主催し、制服を低額で有償譲渡している。	